

姫路市ものづくり開発奨励補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、姫路市の産業の振興を図るため、市内の中小企業者で新製品又は新技術の開発等を行う者に対して、姫路市ものづくり開発奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

（補助金の対象者）

第3条 補助金の交付は、電子、機械、化学等の分野において、新製品又は新技術の開発等を行う市内の中小企業者であって、補助金の交付を申請する年度中に新製品又は新技術の開発等が完了したもの又は完了見込みのものに対して行う。

（申請書の提出）

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、新製品又は新技術ごとに、ものづくり開発奨励補助金交付申請書にものづくり開発事業計画書（以下「計画書」という。）及び参考資料等を添付して提出しなければならない。

（補助対象経費及び限度額）

第5条 補助金の対象となる経費は、申請者が新製品又は新技術の開発等に要する経費のうち、基礎研究費、機械、器具等の購入費その他これらに準ずる経費とする。ただし、当該補助金の対象となる経費に対する国又は県の補助金等があるときは、当該補助金等に相当する額を控除した額とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の全部又は一部とし、予算の範囲内で交付する。

ただし、一の新製品又は新技術の開発等に対して１００万円を限度とする。

（検討会議の開催）

第６条 市長は、補助金交付の可否の決定に当たっては、専門的立場からの意見を聴取するため、検討会議を開催し、その意見を参考とする。

2 検討会議は、市職員並びに兵庫県立工業技術センターの長、兵庫県立大学工学部の長及び姫路獨協大学の長の推薦する学識経験者で開催する。

3 市長は、申請者に対して検討会議への出席を要請し、参考資料の提出及び計画書の内容等についての説明を求めることができる。

4 検討会議の庶務は、観光経済局において処理する。

（補則）

第７条 この要綱に定めるほか補助金の交付に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成８年１０月１日から施行する。

2 姫路市新製品・新技術開発等奨励補助金交付要綱（昭和６２年８月１日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。